

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第9節 無条件免税</p> <p>(再輸入する容器の無条件免税)</p> <p>14-16 法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たっては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ若しくは当該輸出申告の際に提出された場合又は当該容器が通い容器であつて<u>特定輸出者によって輸出されたものであつて、特例輸入者によって輸入されるものであり、輸出入状況を当該特例輸入者が自主管理している場合</u>には、記載を省略させて差し支えない。</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) 同一性確認のための資料の提出等</p> <p>前記(8)イに係る同一性確認のための資料は、通い容器の輸出入申告を行う税関官署（以下この号において「通関官署」という。）に2部提出させ、受理した通關官署は「受理番号（例えば、1A-2013-0001（東京本關-受理番号を付した暦年-通し番号））を付し、一部を提出者に交付する。なお、通關官署が複数予定されている場合には、いずれかの通關官署に提出するものとし、受理した通關官署が資料の写し（PDF等）を自税關の本關を経由して他の通關官署に送付するものとする。</p> <p>また、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）の記事欄に輸入しようとする通い容器が通關官署に同一性確認のための資料を提出しているものである旨（例えば、「KAYO I」等）を記載させることとし、同一性を確認する際の参考とする。</p> <p>ただし、当該通い容器が<u>特定輸出者によって輸出されたものであつて、特例輸入者によって輸入されるものであり、輸出入状況を当該特例輸入者が自主管理している場合には、必要に応じて税關がその管理状況を確認することとし、同一性確認のための資料の提出を省略して差し支えない。</u></p>	<p>第9節 無条件免税</p> <p>(再輸入する容器の無条件免税)</p> <p>14-16 法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たっては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ若しくは当該輸出申告の際に提出された場合又は当該容器が通い容器であつて<u>令第16条第1項に規定する特例輸出入者の特例申告貨物である</u>場合には、記載を省略させて差し支えない。</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(9) 同一性確認のための資料の提出等</p> <p>前記(8)イに係る同一性確認のための資料は、通い容器の輸出入申告を行う税關官署（以下この号において「通關官署」という。）に2部提出させ、受理した通關官署は「受理番号（例えば、1A-2013-0001（東京本關-受理番号を付した暦年-通し番号））を付し、一部を提出者に交付する。なお、通關官署が複数予定されている場合には、いずれかの通關官署に提出するものとし、受理した通關官署が資料の写し（PDF等）を自税關の本關を経由して他の通關官署に送付するものとする。</p> <p>また、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）の記事欄に輸入しようとする通い容器が通關官署に同一性確認のための資料を提出しているものである旨（例えば、「KAYO I」等）を記載させることとし、同一性を確認する際の参考とする。</p> <p>ただし、当該通い容器が<u>令第16条第1項に規定する特例輸出入者の特例申告貨物であつて、輸出入状況を当該特例輸出入者が自主管理している</u>場合には、必要に応じて税關がその管理状況を確認することとし、同一性確認のための資料の提出を省略して差し支えない。</p>

## 新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(10) (省略)</p> <p>第14節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>17-7 令第39条第4項に規定する届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第39条第4項第3号に掲げる「第二項の規定による交付がされた年月日」については、同項ただし書の規定により、届出書への記載を省略することができる。なお、届出書への記載を省略することができる場合において、同項各号に掲げる全ての記載事項について、前記14-16(9)に準じ、輸出入状況を<u>特例輸入者</u>が自主管理している場合には、必要に応じて税関がその管理状況を確認することとし、届出書の作成を省略して差し支えないものとする。</p>	<p>(10) (同左)</p> <p>第14 節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>17-7 令第39条第4項に規定する届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第39条第4項第3号に掲げる「第二項の規定による交付がされた年月日」については、同項ただし書の規定により、届出書への記載を省略することができる。なお、届出書への記載を省略することができる場合において、同項各号に掲げる全ての記載事項について、前記14-16(9)に準じ、輸出入状況を<u>特例輸出入者</u>が自主管理している場合には、必要に応じて税関がその管理状況を確認することとし、届出書の作成を省略して差し支えないものとする。</p>